鳥取県立鳥取療育園 院内感染対策指針

鳥取県立鳥取療育園(以下、当園)は、利用者に安全で快適な医療・療育環境を提供するため、院内感染に取り組む基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

当園は医療機関であるとともに福祉施設である。普段より環境整備に努め、職員は、 別途定める「感染予防対策マニュアル」を遵守する。全ての利用者に対して、感染症の 診断・推定の有無にかかわらず、標準予防策の観点に基づいた医療処置・ケアを行うと ともに、感染経路別予防策を適宜実施し、院内感染リスクを減少させる。

院内感染対策は、利用者のみならず家族、職員、訪問者などすべての人へ感染症の危険に曝さない環境を提供し、院内感染症発生予防と早期発見に努める。感染症発生時は、速やかな報告・情報共有・対策立案・実践により感染拡大を防止する。

2 院内感染対策に関する感染管理組織

院内感染対策は、園内感染症対策委員会(以下、本委員会)が中心となって、すべて の職員等に対して組織的な対応と教育・啓発活動を行う。感染管理に関して、以下の組 織を設置する。

【園内感染症対策委員会】

本委員会が院内感染・食中毒・熱中症対策に関する施設内全体の問題点の検討と改善策を講じるなど感染対策活動の中枢的な役割を担う。委員会は月1回開催を定例とし、必要に応じて臨時に開催する。園内感染症対策委員会で協議・検討した内容は、総括会議において報告され、承認を受けるものとする。感染対策担当者は看護職員が務めるものとする。

3 院内感染・食中毒・熱中症対策のための職員研修・訓練に関する基本方針

継続的研修は、年2回程度開催する。また必要に応じて臨時の研修を行なう。これらは全職員に対して開催する。

これらの諸研修・訓練の開催結果、あるいは、施設外研修の参加実績を園内データベース (よろずメモ) の所定の箇所に記録保存する。

4 院内感染症発生時の対応と発生状況の報告に関する基本方針

感染症発生時は、感染予防対策マニュアルにある感染症発生時フローにより速やかに報告する。臨時に委員会を開催、原因を究明するとともに改善策を立案、実施する。行 政及び関係機関へ連絡するとともに、報告が義務付けられている感染症については、速 やかに県庁子ども発達支援課ならびに保健所へ報告する。

- ●県庁子ども発達支援課:鳥取市東町1丁目220電話 0857-26-7865
- ●鳥取市保健所 保健医療課 :駅南庁舎(富安二丁目)1階) 院内感染直通電話 0857-30-8533
- 5 利用者・家族等に対する指針の閲覧に関する基本方針 本指針は、当園ホームページに掲載し、利用者本人および家族が閲覧できるようにする。
- 6 その他の院内感染対策の推進 職員は、自らが感染源とならないよう日常の健康管理に留意する。感染症が疑われる際 は速やかに受診する。

本指針は、2022年(令和4年)4月22日をもって施行する。